

解体用機械を起因物（小）とする死亡災害事例（1999-2020年）

年	月	発 生 時	死亡災害事例	業種 (小) コード	事故 の型 コー ド	労 働 者 規 模
1999	1	10 ～ 11	採石場において、油圧ブレーカを使用して砕石作業中に落石があったので、油圧ブレーカの運転手に後退するよう直接指示を出したのち避難するときに油圧ブレーカの運転席側とは逆側のクローラにひかれた。	20201	7	10 ～ 29
1999	9	16 ～ 17	トンネル内切羽下部の掘削をブレーカーで行って、後退させたときに、切羽部にいた者がをひいた。	30102	6	50 ～ 99
1999	10	11 ～ 12	作業床の高さ95センチメートルのうま足場に乗りコンクリート壁のハツリ作業を行っていたところ、後方を移動していたミニアイオン(ドラッグショベルのバケットを交換したもの)のアームの先端が足場にあたったため、足場が崩れて、墜落した。	30201	1	10 ～ 29
2000	4	15 ～ 16	アスファルト再生工場内で、ブレーカ(機体重量6.4t)でアスファルト廃材の破碎作業中、機体の向きを変えようとしてバランスを崩して、角度45度、長さ約4mのガラ山法面に横転し、機体に挟まれた。	30110	1	10 ～ 29
2000	6	9 ～ 10	林道開設工事において、工事用道路を作るためドラッグショベル(0.7?)のブレーカで岩を破碎しているときに、斜面の土砂が崩落し、ショベルとともに転落した。	30106	1	50 ～ 99
2000	6	9 ～ 10	台風で崩壊した防波堤の災害復旧工事において、ブレーカーで破碎したコンクリートの塊を海中から台船のハッチに船積みするため、アタッチメントに引っかけた玉掛けワイヤロープを海中にいるダイバーに渡そうとしたときに、旋回したブレーカーのカウンターウエイトとハッチコー	30111	7	1～ 9

			ミングとの間に腹部を挟まれた。			
2001	2	7 ～ 8	油圧ショベルのアタッチメントを「小割圧砕機」から「鉄骨切断機」に取り替えるため、作業装置からピンを抜いたところ、「小割圧砕機」が転がってアタッチメントに身体の一部を挟まれた。	30199	7	100 ～ 299
2001	8	16 ～ 17	RC造5階建ビルの基礎部分の解体作業中、土砂崩壊防止のため土留め用の支柱として単管パイプをブレーカで押し込もうとしたが破碎したコンクリート片が障害になったので当該ブレーカでコンクリート片の位置をずらそうとしたときに単管パイプを持って待機していた者の胸部にブレーカのアタッチメントが激突した。	30209	6	10 ～ 29
2001	9	14 ～ 15	車両系建設機械(ブレーカー)を運搬し、運んできたブレーカーをトラックから降ろすため、荷台を約15度上げブレーカーのエンジンをかけたところ、ブレーカーのクローラが滑りはじめバランスを失って荷台から横転、落下し、地面とブレーカとの間に頭部をはさまれた。	150102	7	30 ～ 49
2001	12	13 ～ 14	災害復旧工事において、解体用機械(ブレーカー)の燃料である灯油を給油しようとしたときに機械が旋回したため、機械と燃料輸送用貨物自動車との間に挟まれた。	80204	7	1～ 9
2002	1	13 ～ 14	一部平家の2階建て住宅解体作業中、解体用のアタッチメントを取り付けたバックホーの作業範囲内に立ち入り、2階建屋の外壁と右旋回した重機の旋回体との間に挟まれた。	30209	7	10 ～ 29
2002	2	15 ～ 16	工事現場において、ダンプトラック(2t)の荷台上のコンクリートブロック(質量約2t)をブレーカー(ドラグショベルのアタッチメントを交換したもの)で吊り上げ作業中、路肩からブレーカーごと約6.5m下に転落した。	30107	1	1～ 9
2003	1	13 ～ 14	木造2階建の社宅解体作業で、解体用建設機械を誘導していて、解体用建設機械のカウンターウェイトの左後方と既存建物に立て掛けてあった足場材との間にはさまれた。	30209	7	1～ 9
		15	トンネル内側壁部の消火設備設置のための箱抜作業で、車両系建設機械			10

2003	2	～ 16	(ブレーカー)のブレーカーユニット上で、ずい道支保工を切断し、降りるためブレーカーの運転士にユニットを下げさせたときに、その反動でユニット上から地面に転落した。	30102	1	～ 29
2003	9	8 ～ 9	林道の復旧作業中に、路肩が崩壊してブレーカとともに転落した。	30106	1	30 ～ 49
2004	2	11 ～ 12	一般家屋の解体工事で工具を取りに行った被災者が、圧鉄機付ドラグ・ショベルの周囲に立入り、同ショベルの旋回によりカウンターウエイトと解体中の家屋との間に挟まれた。	30209	7	10 ～ 29
2004	8	15 ～ 16	ブレーカーの運転席から身をのり出したときに身体が操作レバーに接触し、ブームが降下して、ブームと車体の間に挟まれた。	20201	7	10 ～ 29
2004	2	8 ～ 9	建設機械のブレーカをダンプに積んで現場に搬入し、ダンプの荷台とコンクリート舗装の地面との間にアルミ製の板を渡して、ブレーカを自ら運転してダンプから降ろしていたときに、ブレーカが転倒し、被災者はブレーカから投げ出された。	30201	2	30 ～ 49
2004	2	11 ～ 12	簡易水道配水管敷設工事現場において、仮置きしていた転石を移動しようとして重機(ブレーカー)でつり上げ旋回しようとした際、重機が転倒し下敷きとなった。	30199	2	50 ～ 99
2004	7	10 ～ 11	林道開設工事現場において、入口付近に置かれていたブレーカを施工場所まで移動すると同時に、塩ビ管(長さ3m)を施工場所付近に運搬するため、塩ビ管の一方の端を運転席正面の上下開閉式の窓に挟み、もう一方の端をアタッチメントの開口部に差し込んだ状態で、ブレーカを運転し、移動する途中、誤操作によりアームが手前方向に動いたため、塩ビ管が被災者側に移動し、運転席と塩ビ管の運転席側の端との間に挟まれた。	30106	7	10 ～ 29
			法面(のりめん)に、コンクリート製の溝を縦に17.2m設置する工事において、ドラグ・ショベルのアタッチメントをブレーカに変更して、本			

2004	2	14 ～ 15	工事のために作った盛土（高さ7.33m）上で、法面を掘削している際に、一部盛土が崩壊し、盛土からブレーカが転落した。運転手は転落の際に運転席から飛び出したが転落するブレーカのアーム部分の下敷きとなった。	30199	1	10 ～ 29
2007	10	18 ～ 19	トンネル建設工事現場において、被災者ほか3名は仮設坑道の測量作業に従事していた。作業箇所付近にブレーカーが停車していたため、これを前方に移動させるべく被災者が運転を行ったところ、ブレーカーが側壁に接触しそうになったため他の作業者が被災者に注意をした。この際、被災者はキャビンから身を乗り出したが、キャビンが旋回したためキャビンと側壁の間にはさまれた。	20309	7	50 ～ 99
2007	7	10 ～ 11	木造家屋2階建ての解体現場において、解体用重機で建物を解体し、解体した廃材をトラックに積み込む作業を行っていた。被災者がトラックの荷台上で積み込まれた廃材の整理を行っていたところ、解体中の建物の一階部分の床の一部が解体用重機の自重で抜けたことにより重機が傾き、トラックの荷台上にいた被災者に重機のアームが激突した。	30202	6	1～ 9
2007	12	20 ～ 21	長さ約500mのトンネル建設工事現場において、坑口から450m地点の切羽付近で掘削作業を行っていたブレーカーが、後方へ約4m移動したとき被災者をひいた。	30102	7	1～ 9
2008	9	11 ～ 12	既存建物の地下4階の解体作業場所において、解体用重機が後進した際に近接して作業を行っていた被災者がひかれて死亡した。	30209	7	30 ～ 49
2008	7	14 ～ 15	商店の資材置場において、被災者は、単独で重機を使用してガス管（鉄管）を裁断した後の分別作業をしていた。現場は、日差しを遮る屋根等の設備がなかったため、敷鉄板1枚（353×248×1cm、約680kg）を油圧ショベルのアタッチメントがリッパである重機（裁断に使用したもの）を用いて、作業場所の頭上に鉄板を日除けとしてかざしていたところ、リッパから鉄板が外れて落下して被災者が下敷きになった。	11009	4	1～ 9

2008	3	13 ～ 14	治山工事において、切土法面中腹の水平段（水平部の奥行2.8m）で、掘削の際に出た転石を車両系建設機械（ブレーカ：機体重量1.47t）を操作して小割の作業をしていた。その際、被災者は法肩から重機とともに45度から50度の斜面を約150m転落して死亡した。	30108	1	10 ～ 29
2008	4	10 ～ 11	新設工事現場において、トンネル坑口から約900mの切羽付近で鋼製支保工の建て込み作業を行っていた。岩盤に突起部分があり、支保工の建て込みに支障があることから、作業班長がこれを取り除くためにブレーカを後進で切羽方向に移動させた。その時、ブレーカの後方にいた被災者が後進してきたブレーカのクローラにひかれ死亡した。	30102	7	10 ～ 29
2009	10	10 ～ 11	ガソリンスタンドの解体工事において、幅約27m、高さ2m40cmのコンクリートブロック塀を解体するため、重機の爪で塀の上部をはさみ重機の手前に引いたところ、塀全体が倒壊し、塀の近くで散水等の作業を行っていた被災者が下敷きになった。	30201	5	30 ～ 49
2009	1	15 ～ 16	コンクリート圧縮強度試験機（幅70cm、奥行50cm、高さ173cm）の撤去作業において、同試験機の下に単管3本を敷き、同試験機の脚部にワイヤロープを巻きつけ、ブレーカー（機体重量2.17t）のフックに掛けて引っ張り移動させようとしたが、思うように動かなかったため、被災者がバールを同試験機の下に入れて持ち上げようとしたところ、同試験機が被災者の方へ倒れ、下敷きとなった。	11209	6	10 ～ 29
2009	3	8 ～ 9	市道脇の所有山林の一部造成のため、ドラグ・ショベルに油圧ブレーカユニットを装着し、岩石を砕く作業を行っていたところ、アームの先端から油圧ブレーカユニットが外れ、機体とブームの間を通過していた被災者に激突した。	30109	4	10 ～ 29
2009	10	9 ～ 10	水道管布設工事において、幅0.6m、深さ0.8mの掘削溝の上を車両系建設機械（ブレーカー）で移動中に排土板が掘削溝に当たり、ブレーカーが横転し、被災者が運転席より投げ出され、ヘッドガードにはさまれ死亡した。	30110	2	30 ～ 49
			被災者はブレーカ（機体総重量1.5t）による法面の掘削作業終了			

2010	2	9 ～ 10	後、測量作業を行おうとした際、同ブレーカが測量作業の妨げとなっていたため走行させていた。その際、移動場所が傾斜地であったこと及びブレーカのアームがやや左方向（車両が不安定な向き）となっていたことからバランスを崩してブレーカが転倒した。被災者は運転席から投げ出され、ブレーカの運転席ヘッドガード右側にある支柱の下敷きとなった。	30106	2	1～ 9
2011	11	15 ～ 16	石蔵解体後の鉄骨やガレキの運搬及び整地を行っていた現場で、解体後に発生した基礎のガレキを車両系建設機械（ブレーカー）で破断等を行っていたところ、周辺で鉄骨等の片付けをしていた被災者が、ブレーカーの後ろに行ったときに、後進してきたブレーカーにひかれた。	30199	7	10 ～ 29
2011	11	10 ～ 11	農道整備工事において、掘削途中の小段（高さ2m・幅員4m）に置いていたブレーカが丁張作業の邪魔になると思った被災者は、下段に移動させるため、当該ブレーカを運転し、小段の法面をはつっていたところ、機体後方からバランスを崩して、法面（傾斜26～38度）をゆっくり横転しながら滑落した。被災者は運転席の扉を開いたまま運転していたため、運転席から放り出され、キャビンと地面に頭部を挟まれ死亡した。	30106	2	30 ～ 49
2012	9	16 ～ 17	解体現場において、解体用機械（重機）を用いて作業を行っていたところ、バランスを崩した重機が後ろ向きに倒れ、近くにいた被災者がアームの下敷きになった。	30209	7	1～ 9
2012	10	10 ～ 11	トラックの荷台に積んであった油圧ショベルが走行中道路上に落下した。そのため、トラックを運転していた被災者が油圧ショベルを荷台に積み込んだところ、荷台から道路わきに油圧ショベルとともに転落した。被災者は投げ出され、油圧ショベルとフェンスの間に挟まれ、死亡した。	40301	7	1～ 9
2012	12	16 ～	解体工事現場にて、防護パネルの支持材となった足場簡易枠7枠を玉掛けワイヤーを用いて、コンクリート圧碎機の爪先に掛け、つり上げ移設しようとした際、アタッチメントが回転し、付近にいた被災者の胸部に	30209	6	30 ～

		17	激突した。			49
2013	9	18 ～ 19	被災者は、一人で間伐作業及び造材作業に従事していたが、終業時刻になっても被災者が現れないため、被災者の作業場所へ向かったところ、被災者が操作していた解体用機械が転倒しており、当該機械のアームの横で、被災者は仰向けに倒れており、死亡が確認された。	60209	2	1～ 9
2013	11	8 ～ 9	鉄骨2階建屋の解体のため、鉄骨切断機で家屋2階の北面の壁を破碎したところ、鉄骨切断機のアタッチメント（鉄骨切断具）が壁や梁とともに、壁の奥にいた被災者に激突した。	30309	6	1～ 9
2013	7	11 ～ 12	被災者は、道路拡幅工事現場にて、ブレーカ（機体荷重5.15トン）を用いて法面の掘削作業中、当該ブレーカが作業道（勾配約30度）上で横転し、ブレーカの下敷きとなった。尚、被災者は、シートベルトを着用していなかった。	30106	2	10 ～ 29
2014	12	15 ～ 16	トレーラーを傾斜のある作業道に設置し、建設機械を荷台に積載し、上部回転体をトレーラー後方側へ回転させた際、荷台側面の履帯を修正しようとしてトレーラー後方側へ動かしたところ、建設機械が荷台より滑り、墜落。被災者は転落する建設機械に巻き込まれ、建設機械の下敷きになり、死亡した。	30199	1	10 ～ 29
2014	10	15 ～ 16	解体用ブレーカーを用いて鉄筋コンクリート造の建物解体を行っていたところ、解体用ブレーカーが転倒し、解体用ブレーカーと地面との間に被災者がはさまれた。	30209	2	30 ～ 49
2014	5	9 ～ 10	解体用つかみ機で産業廃棄物を小さくし、破碎機に投入しようとした際、産業廃棄物の分別を行っていた被災者が産業廃棄物の中にあつた物を取り除こうとしたところ、解体用つかみ機の運転手はこれに気付かず、アタッチメントの先が被災者に激突した。	150102	6	1～ 9
2014	5	17 ～ 18	解体工事現場にて、外周の養生シートの骨組みを解体するため、解体用つかみ機のつかみ具の部分に被災者を乗せ、つかみ具上で作業していたところ、作業していた被災者が約4mの高さから墜落した。	30201	1	1～ 9

2014	4	14 ～ 15	個人家屋建替工事にて、被災者がホースで散水し、同僚の重機オペレーターが解体用つかみ機を使用し、旧家屋を解体中、被災者が倒れているのが発見された。	30201	7	30 ～ 49
2014	3	13 ～ 14	車両系建設機械の車体と排土板の間に挟まれ、死亡した。	30209	7	10 ～ 29
2014	3	11 ～ 12	家屋解体工事現場にて、解体用つかみ機を運転し家屋を解体していたところ、解体用つかみ機と壁の間で散水作業を行っていた被災者は、旋回してきた解体用つかみ機のカウンタウエイト部と壁の間にはさまれた。	30309	7	50 ～ 99
2014	1	15 ～ 16	焼却場敷地内にて、産業廃棄物の選別のため、車両系建設機械（解体用つかみ機）を使用し、廃材（クローラー：推定重量400kg）を持ち上げ、被災者を含む労働者2名で廃材に絡まっていた網を解こうとしていたところ、突然に同機械のアームを稼働させるための油圧ホースの一部が破損。アームが下降し、廃材の直下で作業をしていた被災者を直撃した。	150102	6	1～ 9
2015	11	14 ～ 15	フレキシブルコンテナバックに充填された地盤改良材2袋（重量約2t）を仮置きのため、被災者がスリングロープで玉掛けし、解体用機械（コンクリートブレーカー）で揚重作業を行っていたところ、旋回中に被災者が作業半径内に立入っているのが視界に入ったため、旋回を止めたところ、スリングロープが破断し、荷が落下して、被災者が荷の下敷きとなり被災したもの。	30209	4	1～ 9
2015	5	15 ～ 16	RC造4階建物の解体作業中、コンクリート圧碎機を解体物（コンクリート片等）から成る山の端部に設置して、爪で鉄筋を挟み移動する作業をしていたところ、機械が後進し、地上レベルとの間に生じた約1メートル下の地面に転倒したものと推定されるもの。被災者は運転席から救出されたが、同日18時ごろ搬送先の病院にて死亡が確認された。 死因は「環椎後頭関節離断」	30209	2	1～ 9
			産業廃棄物分別場所にて、他の事業場の労働者が硬質プラスチック製			



2015	9	15 ～ 16	の材を圧縮機へ入る大きさにするため、解体用機械（つかみ機）を使用し、材を折る作業を行っていた。一方、被災者は工場内の別の場所にて、解体用機械を背に、廃タイヤの金具を外す作業を行っていたところ、解体用機械が折った材の破片が被災者の方へ飛び、被災者の脇腹に激突したものの。	150102	4	1～ 9
2015	3	9 ～ 10	産業廃棄物処理事業者から分別等の作業を請け負っている事業場の労働者である被災者が、同処理業者の前選別ヤードで、廃棄物の分別作業に同僚5名と共に就いていたところ、後退した車両系建設機械（解体用）（機体重量10.9トン、処理業者の労働者が運転）に下半身を轢かれ失血死したものの。	150102	7	10 ～ 29
2015	9	11 ～ 12	11時30分頃、被災労働者が1名で刈り取った草を草捨て場にパッカー車で運んだ。同日14時00分頃に事業主が残土を捨てるために移動したところ、被災労働者が転倒した解体用機械の下敷きになっているところを発見した。	60101	2	1～ 9
2015	4	16 ～ 17	山積みされた廃棄物の中で廃棄物の分別作業中、同廃棄物の上で廃棄物のかき集め作業をしていた車両系建設機械のアームに激突された。	150109	6	1～ 9
2015	1	10 ～ 11	水路付替工事において、大型ブレーカにより既設水路の解体及び土止め支保工の設置を行っていたところ、解体すべき水路河床がオペレーターから見えないため、水路内で解体位置にブレーカを誘導していた被災者が、土止め支保工部材とブレーカとの間にはさまれ被災したものの。	30107	7	50 ～ 99
2015	1	10 ～ 11	構内に搬入された産業廃棄物（木くず混合廃棄物）の分別作業中、停止していた解体用つかみ機が他の運行車両の妨げとなっていたため、同僚が解体用つかみ機を運転、後退させたところ、後方で分別作業をしていた被災者がクローラ部に轢かれ死亡した。	150102	7	10 ～ 29
		15	製造業の工場B1, 2号炉解体工事で解体された廃材を15トントラックに積込み、自社資材置場に移動した。自社資材置場において、解体用つかみ機を使用して、廃材（重量：900kg）の荷卸し作業中、当該			10

2015	12	～ 16	つかみ機で廃材を斜めに立てて、一旦運転席から降り、廃材の下方についていたシャックル等を取り外そうと、廃材の下に入ったところ、つかみ具の先端の爪から廃材が外れ、下敷きになったもの。	30302	4	～ 29
2015	4	10 ～ 11	地上19階、地下2階建てのRC造建築物の解体工事中、コンクリート片に作業員1名が押し潰されて死亡したもの。コンクリート片は当該建築物17階の床を解体した一部で、ブレイカーを用いて17階から1階に投下されたものであった。エレベーターシャフトを通り落下したコンクリート片は、シャフトの受け口からシャフト外に飛び出し、そのまま現場内を約20メートル転がって被災者に激突し倒れた。	30209	6	1～ 9
2015	6	9 ～ 10	被災者は、新たに採石が行われる山の斜面に重機等が走行するための道路を整備する現場において、ブレイカーを運転し岩石を破碎する作業を行っていたところ、当該ブレイカーが安定を失い、機械とともに斜面を転落したもの。被災者は、斜面を転落中に運転席より投げ出されたものである。	30199	1	30 ～ 49
2016	12	10 ～ 11	4階建RC造の解体工事において、屋根が木材等で出来ており、被災者及び2次下請けの労働者3名は屋根上で解体作業を行っていた。被災者は屋根材の切断作業を行い、その他は屋根材を集める作業を行っていた。屋根材を1か所に集めた後、被災者は、車両系建設機械（解体用つかみ機）の運転手に屋根材を下ろしていい旨伝え、その後、つかみ機が廃材をつかみ下ろしている時に被災者が屋根から飛び出して高さ約12mから墜落した。	30209	1	10 ～ 29
2016	11	14 ～ 15	被災者が、事業所内ヤードの整備にて、別事業場所属の労働者が運転する解体用機械のアタッチメントの上に乗る、ヤード入口門扉の溶接作業を行っていたところ、解体用機械のブームが上昇し、アタッチメントと門扉の梁の間に挟まれた。	80109	7	1～ 9
2016	11	～ 14	解体用建機のアタッチメント取替作業中に、手元作業員が突如動いた建機アームに激突された。	30201	6	30 ～

		15						49
2016	10	8 ～ 9	被災者は、公民館解体工事現場で、地下埋設燃料タンクを撤去するため、解体用重機を運転して約5 m下に移動していた。運転していた解体用重機が移動中の法面を滑り落ちる状態で、約5 m下の地面に激突し、重機が横転した。被災者は、病院搬送後、死亡した。	30201	1			30 ～ 49
2016	9	1 ～ 2	地震の災害ごみ仮置き場になっている村民グラウンドで、解体用つかみ機で廃材をつかんだところ、廃材の1部が約9メートルはね飛び、車両誘導等を行っていた作業員の眉間に当たった。	150102	4			1～ 9
2016	7	8 ～ 9	コンクリート圧砕機（車両系建設機械の解体用機械）の小割用アタッチメントに廃材を入れた袋の帯を引っ掛ける作業をしていた合図者の頭部が挟まれ死亡した。	30201	7			10 ～ 29
2016	5	16 ～ 17	送電用鉄塔の基礎工事に被災者含む作業員7名が約30度の斜面で作業中、被災者は土止めに使用する単管46本（約377 kg）をブレーカーの上部に玉掛けワイヤーを引っかけて、現場の資材置場から運搬していた。幅4 mの作業道で旋回したところ、作業道脇の高さ1.5 mの土止めの柵を乗り越え横転し転落。被災者は運転席から投げ出され、転落したブレーカーのアームと地面に挟まれた。	30301	1			1～ 9
2016	4	10 ～ 11	車両系建設機械（グラップルがアタッチメント）を用いてフレコンバックをグラップルの両方の爪にそれぞれ一つずつ（各約400 kg）掛けてトラックの荷台に積み込む作業を行っていたところ、車両系建設機械の油圧ホースが裂けて油が噴出し、アームが急激に降下したはずみでフレコンバックを外す作業を行っていた労働者にフレコンバックが接触して荷台から地面に転落しその上にフレコンバックが落下して被災した。	150102	4			30 ～ 49
2016	2	13 ～ 14	被災者は、場内整理中、近くで作業していた解体用つかみ機のつかみ具で保持していた木の枝が、被災者の頭部に触れて死亡した。	30199	6			1～ 9
		16	太陽光発電所のフェンスの設置工事に伴い、被災者がフェンスの胴縁（重量計：約470 kg）にスリングロープをかけ、車両系建設機械を					1～

2016	2	～ 17	用いて吊り上げて運んでいたところ、法肩から当該重機が転落し、被災者が当該重機の下敷きとなった。	30209	1	9
2016	1	～ 10	RC造4階建て家屋の解体工事にて、コンクリート圧砕機を用いて4階壁の解体を行っていたところ、コンクリート片が飛来し、コンクリート圧砕機の後方で解体木片等の片付けを行っていた被災者に直撃した。	30209	4	1～ 9
2017	12	～ 11	解体工Aが長さ1.8mのステンレス製の廃材（重さ150kg）をプラズマ切断し、当該廃材を労働者Bが解体用つかみ機でつかみ、右旋回したところ、別の場所で作業していた被災者の頭部と背部に廃材の一部（重さ85kg）が激突し被災した。労働者Bがつかんだ廃材は、実際は切断しきれておらずつながっている状態であり、旋回中に遠心力で切り離され飛んで行ったもの。	11009	4	10 ～ 29
2017	9	～ 11	解体工事において、労働者が解体工事作業中に誘導者の配置及び立入り禁止措置を講じず車両系建設機械（解体用つかみ機）を代表者が運転していた際に発生。代表者が気がついた時には既に当該機械に被災者がつかまれ、死亡した。	30202	7	1～ 9
2017	9	～ 9	民家解体工事において、解体用機械（つかみ機）を用いて廃材の搬出等の作業を行っていたところ、つかみ機の旋回範囲内に被災者がいることに気づかないまま機械を旋回させたため、被災者がつかみ機のアタッチメント先端とブロック塀とに挟まれ死亡した。被災者は手作業で、現場内の可燃物等のゴミを集めていた。	30309	6	1～ 9
2017	9	～ 9	地上5階・地下1階の病院（RC造）の解体工事現場において、被災者が湧水を汲み上げるためのホースを調整していたところ、頭部に飛来物が当たり被災し、療養していたが死亡した。飛来物は、ブレーカーにより破碎された基礎底盤と推測される。	30201	4	1～ 9
2017	3	～ 17	木造住宅の解体工事現場において、躯体の解体終了後、解体用つかみ機（ドラグショベルにフォーク状のアタッチメントを装着したもの）を用いて、ワイヤーモッコにまとめたガラをつり上げようとしたところ、近	30309	7	1～ 9

			くで作業していた被災者の頭部をはさみ、被災（死亡）した。			
2018	9	8 ～ 9	工事に伴う内装解体作業において、解体用つかみ機（機体重量2.4トン）を運転する職長（一次下請）がアームを天井から床に下ろしたところ、解体した部材を回収しようとして、アームの直下に立ち込んだ被災労働者（三次下請）の頭部につかみ具が接触した。意識不明の重体であったが、1週間後に脳挫傷により死亡した。	30309	6	10 ～ 29
2018	9	10 ～ 11	産業廃棄物処理場内において、廃棄物の上に土砂をかぶせる作業を行っていた。土砂はフレコンバッグ（重量790kg）にて運搬され、車両系建設機械（解体用つかみ機）を使用してフレコンバッグをつり上げ、フレコンバック下部にあるロープを切断して、土砂を降ろす作業をしていた時、フレコンバッグの上部20cm付近からフレコンバッグが裂け落ち、フレコンバッグ下部で作業していた被災者が下敷きになり脳挫傷で死亡した。	150102	4	30 ～ 49
2018	8	8 ～ 9	被災者は、家屋解体工事現場で、フレコンバックを移動させるため、解体用つかみ機に取り付けたフックにつり下げる作業中に、建物の床の一部が抜けて解体用つかみ機が沈下し傾いたことから、被災者の左半身がつかみ具のツメに激突され、死亡したものの。	30202	6	1～ 9
2018	8	16 ～ 17	木材伐倒作業において、ドラグ・ショベルのベースマシンにつかみ用アタッチメントを装着した解体用つかみ機を用いて、道路上の枝葉を山に捨てる作業中に発生、解体用つかみ機の付近で道路上の枝葉を手作業で拾い集めていた被災者が、後進する解体用つかみ機のクローラーに轢かれたもの。	60201	17	1～ 9
2018	7	10 ～ 11	25t移動式クレーンに取り付けた杭抜用アタッチメント（2.9t）が被災労働者に激突し、死亡したものの。25t移動式クレーンに取り付けた杭抜用アタッチメントを折り畳む作業をしていたところ、クレーンに付属していた主巻きフック取付け用金具が破断し、杭抜用アタッチメントが振り子状に振れ、被災労働者の頭部に激突し、被災者が死亡した。	30199	6	10 ～ 29

2018	7	10 ～ 11	自社の太陽光発電パネル設置工事現場において、現場周辺の藪の竹や草を伐採したものを車両系建設機械（解体用つかみ機）を使用して、現場の一定箇所に集積する作業を行っていた。続いて被災者は現場上部の集積を行うため車両系建設機械を走行させ、通路のうち上り斜面となっている部分を通行したところ車両系建設機械ごと転倒し、被災したものの。	30309	2	1～ 9
2018	5	14 ～ 15	茶畑から茶の株を除去する作業場所において、解体用つかみ機を運転して茶の株の引き抜き作業を行っていた労働者が、転倒した解体用つかみ機の下敷きとなった状態で発見されたもの。	60201	2	1～ 9
2018	3	12 ～ 13	リサイクルセンターの作業場内で、社会福祉法人の障害者支援員が廃棄物の積みおろし作業中、後退してきた解体用機械に轢かれ、腰や右足等を強打。病院に緊急搬送されたが、約3時間後に出血性ショックにより死亡が確認されたもの。	130201	7	10 ～ 29
2019	11	14 ～ 16	木造住宅の解体作業中、解体用つかみ機で、梁とつながった柱をつかみ旋回していたところ、梁が柱から外れ地面に落下した後、近くのドラグショベルのキャタピラに座っていた被災者の方向へ倒れ激突したものの。	30202	4	1～ 9
2019	10	14 ～ 16	個人宅の木造倉庫解体工事において、簡易擁壁の支柱（T形鋼）を、解体用つかみ機を用いて引き抜く作業を行っていた。支柱が引き抜けた時につかみ機から外れ、前方にいた被災者の方へ飛来、首に当たった。	30202	4	1～ 9
2019	7	14 ～ 16	廃棄物の仮置場において、1 t 用土のう袋を解体用つかみ機で破碎して中の土を取り出す作業を行っていたところ、破碎した土のう袋を片付ける作業を行っていた被災者が、なんらかの理由で解体用つかみ機の後部に移動し、旋回した解体用つかみ機のカウンターウエイトと積み上げていた放射線遮蔽用の土を入れた1 t 用土のうとの間に胸部がはさまれた。	30309	7	100 ～ 299
2019	2	16 ～	地上8階、地下2階、エレベーター塔屋3階建てのビル解体工事にて、エレベーター塔屋2階のコンクリート支柱の解体作業中、当該支柱下部を斫り、鉄筋を溶断しながらピット内に落とすために支柱上部にワイヤーロープをくくり、向かい側に設置した車両系建設機械で引っ張って	30209	1	100 ～

		18	いたところ、コンクリート支柱がピット内に倒れ、車両系建設機械がピット内に引かれたはずみで被災者がピット内に投げ出されて、3.5m 墜落した。			299
2019	1	14 ～ 16	事業場の敷地内で、解体用つかみ機を使用しFRP製タンクの破碎作業中、つかみ具でタンク内部の鋼管（円形、直径5cm、約20kg）3本を楕円形状につぶしていたところ、2本の鋼管をつかんだときに1本の鋼管（長さ約2.8m）が横方向に飛び、付近にいた被災者の腹部に激突したものの。	40301	4	10 ～ 29
2019	1	12 ～ 14	民家解体工事において、解体用つかみ機の運転手が、同機械にて解体の作業を行っていたところ、解体用つかみ機の旋回範囲内に被災者がいることに気づかないまま機械を旋回させたため、被災者が解体用つかみ機の上部旋回体とブロック塀との間に挟まれ、約90分後に死亡したものの。被災者は手作業で、現場内の廃材の仕分作業等を行っていた。	30309	6	10 ～ 29
2020	12	14 ～ 16	被災者は、植木畑で車両系建設機械を用いて、バンドで固定し植木を吊り上げ走行していたところ、車両系建設機械が転倒し、運転者である被災者が運転席から投げ出され死亡したものの。	80109	2	1～ 9
2020	11	16 ～ 18	産業廃棄物の処理を行う建屋内において、解体用つかみ機を用いて産業廃棄物の破碎作業等をしていたところ、同機械のキャタピラの進行方向付近で人力により鉄くずの運搬等を行っていた被災者がひかれ、死亡したものである。	80209	7	1～ 9
2020	9	10 ～ 12	産廃処理工場において、圧碎機を用いて鉄筋コンクリート片を破碎していたところ、はさみ状アタッチメントに鉄筋が引っ掛かった。被災者が開いた状態のはさみ状アタッチメントの下で、はさみの間をのぞき込むような状態で鉄筋を外していたところ、アタッチメントが作動し、胸部をはさまれて死亡したものの。	150102	3	1～ 9
2020	2	10 ～	木造建築物解体現場において、解体用機械（鉄骨切断機）を使用して作業を行っていた。現場に金属ごみの分別等の作業に来ていた被災者が解体用機械の旋回部分に激突され、旋回部分とキャタピラの左後方に胴体	30209	6	10 ～

		12	を挟まれ、死亡したものの。			29
2020	1	14 ～ 16	産業廃棄物の中間処理場にて、場内に運びこまれた廃棄物の分別作業を行っていた際、バックしてきた同僚労働者が運転する車両系建設機械（つかみ機）に轢かれたもの。災害後病院へ搬送されたが死亡が確認された。	150102	7	10 ～ 29
2020	1	14 ～ 16	擁壁を鉄板で補強するため、鉄板上部の溶接を行い、鉄板下部の溶接を行うため、コンクリート圧砕機で鉄板を押さえたところ、被災者が溶接を行うため、コンクリート圧砕機のアタッチメントと床面の間に体を入れた際、アタッチメントが下に滑り、被災者の頭部がアタッチメントと床面の間にはさまれた。	150102	7	10 ～ 29

出典：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pg/SIB\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SIB_FND.aspx)(職場のあんぜんサイト)

Return to [https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206\\_05.html](https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_05.html)